

十津川村マスコットキャラクター使用取扱要綱

令和2年12月10日

(趣旨)

第1条 この告示は、十津川村（以下「村」という。）が定めたマスコットキャラクター「郷土くん」（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ十津川村マスコットキャラクター使用申請書（様式第1号）を十津川村長（以下「村長」という。）に提出し、許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用について申告すれば足りるものとする。

- (1) 村及び村に属する団体が業務に関する事業で使用する場合
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用する場合
- (3) 十津川村観光協会又は十津川村商工会に属する団体が産業振興のために使用する場合
- (4) 国、地方公共団体が業務に関する事業で使用する場合
- (5) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (6) その他村長が適当と認めた場合

(使用許可)

第3条 村長は、前条の規定による使用申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付してキャラクターの使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人、政治及び思想の活動に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) その他村長が使用について不適當と認めたとき。

2 村長は、キャラクターの使用を許可するときは、十津川村マスコットキャラクター使用許可書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 村長は、前項の規定によるキャラクターの使用を許可する場合について、必要な条件を付することができるものとする。

(使用料)

第4条 キャラクターの使用料は無料とする。

(使用許可期間)

第5条 使用許可期間は、使用許可の日から2年を経過する日までを限度とする。ただし、更新は妨げないものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャラクターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターの使用許可を受けた目的又は用途のみに使用すること。
- (2) 使用者は、これを譲渡したり転貸したりしないこと。
- (3) 村で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (4) キャラクターの使用前に当該使用に係る物の完成見本を速やかに村長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(使用許可の変更)

第8条 使用許可を受けた使用者がその許可内容を変更する場合は、再度十津川村マスコットキャラクター使用申請書（様式第1号）を村長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第9条 村長は、キャラクターの使用が次の各号いずれかに該当するときは、キャラクターの使用許可を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げるものの他、村長が不相当と認めたとき。

2 村長は、前項の規定により許可を取り消したときは、十津川村マスコットキャラクター使用許可取消通知書（様式第3号）により使用者に通知するものとする。

(責任の制限)

第10条 前条の規定によりキャラクターの使用許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、村長はその責任を一切負わない。

2 使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも村長は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第11条 この告示に定めるものの他、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

令和2年12月10日から施行する。